

都市計画法

開発許可に係る実務の手引き

平成 31 年 4 月

富山県土木部建築住宅課

目 次

第1章 開発行為

第1節 開発行為と許可制度	1
第2節 開発行為等の定義	1
第3節 開発区域の範囲	4

第2章 開発許可

第1節 許可を要する開発行為	6
第2節 許可不要の開発行為	6

第3章 開発許可基準

第1節 許可基準の概要	12
第2節 技術基準	12
第3節 市街化調整区域における立地基準	23
〔1〕 公益上必要な施設又は日常生活に必要な物品の販売店等に係る開発行為	24
〔2〕 鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な施設に係る開発行為	28
〔3〕 温度等の特別な条件を必要とする事業の施設に係る開発行為	29
〔4〕 農林漁業用施設又は農林水産物の処理、貯蔵、加工施設に係る開発行為	29
〔5〕 特定農山村地域における農林業等活性化基盤施設に係る開発行為	29
〔6〕 中小企業の事業の共同化等のための施設に係る開発行為	30
〔7〕 既存工場施設と密接な関連を有する工場施設に係る開発行為	30
〔8〕 危険物の貯蔵等のための施設に係る開発行為	31
〔9〕 市街化区域内では建設等が困難な施設に係る開発行為	31
〔10〕 地区計画等に適合する施設に係る開発行為	33
〔11〕 条例で指定した区域内の開発行為	33
〔12〕 市街化促進のおそれがない等と認められる条例で定めた開発行為	33
〔13〕 既存権利の届出に基づく開発行為	34
〔14〕 その他開発審査会の議を経て許可する開発行為	34
富山県開発審査会取扱基準	35
第4節 国・県・事務処理市町村などが行う開発行為	47

第4章 開発許可申請等

第1節 申請手続きの概要	48
第2節 開発許可申請書等	49
第3節 変更許可申請等	49
第4節 設計者の資格	50
第5節 公共施設の管理者の同意	51

第5章 建築制限等

第1節 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限	53
第2節 開発許可を受けた土地における建築等の制限	54

第6章 許可後の手続き

第1節 開発行為の許可標識の掲示	55
第2節 工事完了の検査	55
第3節 建築又は建設の制限	55
第4節 開発行為の廃止	56
第5節 公共施設の管理	56
第6節 公共施設の土地の帰属	56
第7節 建築物の形態等の制限	57
第8節 許可に基づく地位の承継	57
第9節 建築確認のための適合証明	58

第7章 その他

第1節 開発登録簿	59
第2節 監督処分等	60
第3節 罰則	61
第4節 不服申立て	62
第5節 開発審査会	62
・別表 申請又は届出関係書類等一覧表	63
・別記 開発許可申請添付図書等	65
・様式 開発許可申請書等	69
・開発許可申請手数料一覧表	87
・関係条例	88

<参考資料>

・富山県土地対策要綱の事務の流れ	92
・開発許可の手続き（都市計画法による）	93

凡例 本書において、次の略称を用いる。

法	都市計画法（昭和43年法律第100号）
令	都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）
規則	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）